

令和 7 年 第 2 回

雫石町農業委員会総会  
会 議 録

令和 7 年 2 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

# 令和7年第2回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年2月20日(木) 午後2時00分

2 開催場所 総合福祉センター

## 3 出席した委員

### 農業委員

1 番 藤村 正彦  
2 番 晴山 英俊  
3 番 山崎 忍  
4 番 高橋 浩之  
5 番 砂壁 純也  
6 番 坂下 千枝子  
7 番 前 茂見  
8 番 川口 英敏  
9 番 八丁野 よし子  
10 番 松本 光正  
11 番 黒沢 菜穂子

### 農地利用最適化推進委員

雫 石 木村 正美  
雫 石 横手 克文  
雫 石 小谷地 昇  
御 所 吉田 光彦  
御 所 米澤 晃  
御 所 新田 善男  
御 所 高橋 大和  
西 山 滝澤 美紗子  
西 山 柿木 一明  
西 山 荒塚 秀則  
西 山 山本 長栄  
西 山 袖林 一  
御明神 小志戸前 健一  
御明神 南野 仁  
御明神 新田 華織  
御明神 松ノ木 奈々子  
御明神 下川原 幸宏

## 4 欠席した委員

推進委員 雫石 階 保

## 5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第3号 農地の現状変更に関する届出について  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について  
議案第5号 適用外証明願に対する可否決定について



ありました。

番号1、届出人、〇〇。田2筆、面積計5,315㎡。変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率を良くするためです。

場所は、参考資料の2ページにあります『現状変更：〇〇』となっている〇〇のところで、位置は参考資料の3～4ページにありますように、〇〇から約200メートルに位置する場所です。

現地を確認したところ、5ページにありますように、雪一面でしたが肉眼で畦畔の位置をしっかりと確認しております。

1枚の大きな圃場に整備する計画であり、完了後は水稻を作付けする計画ですので、周辺農地や道路への影響はないと考えます。

次に番号2、3については一括して説明いたします。

番号2、届出人、〇〇。田6筆、面積計3,575㎡。

番号3、届出人、〇〇。田6筆、面積計4,018㎡。

変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率を良くするためです。場所は、参考資料の2ページにあります『現状変更：〇〇』となっている〇〇のところで、位置は参考資料の7～8ページにありますように、〇〇から〇〇へ約830メートルに位置する場所です。

現地を確認したところ、9～10ページにありますように、雪一面でしたが肉眼で畦畔の位置をしっかりと確認しております。

1枚の大きな圃場に整備する計画であり、完了後は水稻を作付けする計画ですので、周辺農地や道路への影響はないと考えます。

以上で報告を終わります。

議 長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ報告第1号から第3号を終わります。  
次に、議案第1号農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第1号について説明いたします。

総会資料の11ページをご覧ください。

番号1、〇〇、田1筆、面積2,471㎡、3条使用貸借、  
貸付人 〇〇、借受人〇〇。申請事由は、借受人が新規就農するためです。場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約750m向かった場所になります。

詳細な位置などは参考資料の11～13ページをご覧ください。

番号2、〇〇、畑4筆、面積計1,038㎡、3条無償移転、  
譲渡人 〇〇、譲受人〇〇。申請事由は譲受人が新規就農するためです。場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇

から〇〇へ約 850m 向かった場所になります。

詳細な位置などは参考資料の 15～18 ページをご覧ください。

番号 3、〇〇、田 1 筆、面積 766 m<sup>2</sup>、3 条有償移転、  
譲渡人 〇〇、譲受人〇〇。申請事由は譲渡人が離農するためです。

場所は、参考資料の 1 ページにあります『3 条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約 150m 向かった場所になります。

詳細な位置などは参考資料の 19～21 ページをご覧ください。

また、総会資料の 13～14 ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を 6 番 坂下委員にお願いします。

6 番 坂下委員 6 番 坂下です。  
2 月 17 日、私、新田推進委員、南野推進委員の 3 班 3 名と事務局で現地を確認しました。

番号 1 について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 13 ページのとおり雪一面ではありましたが、田であり、使用貸借後は引き続き水稻とりんどうを作付ける予定であり、問題ないと思われま

す。

番号 2 について報告いたします。  
現地を確認したところ参考資料の 17、18 ページのとおり雪一面ではありましたが、畑であり、贈与後は野菜を作付けする予定であり、問題ないと思われま

す。

次に番号 3 について報告いたします。  
現地を確認したところ参考資料の 21 ページのとおり雪一面ではありましたが、田であり、売買後は牧草を作付けする予定であり、問題ないと思われま

す。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。はい、木村推進委員。

木村 推進委員 雫石地区の木村です。1 番の関係についてお聞きしたいのですが、13 ページの調査書をみると、申請地では、水稻・花卉を一般的な方法で生産する計画であると書いてますけれども参考資料の 11 ページをみると 1 枚での田んぼとの感じがするのですが、水稻と花のほうを一回でやる予定なのか、そのあたりの理解を深めたいと思いますのでよろしくお願

いいたします。  
上和野主任 はい、〇〇ですが、こちら 1 筆の中に写真にも写っていますように南側にハウスの骨組みがございまして、北側に 1 筆の中に 2 筆の田んぼがござ

片方を〇〇、片方を〇〇を作付けする予定でございます。

木村推進委員　　では、この図面でいくとどのように分かっているのか説明できればお願いします。

上和野主任　　はい、参考資料11ページ目でご説明致しますが、この1筆を上、中、下と横に3分割していただいたイメージで、上が〇〇、真ん中の圃場が〇〇、一番下が〇〇というイメージです。

木村推進委員　　はい、わかりました。

議　長　　ほかにございせんか。

委　員　　(なし)

議　長　　なければ、質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委　員　　『全員挙手』

議　長　　全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  
次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任　　議案第2号について説明いたします。  
総会資料の15ページをご覧ください。  
番号1、〇〇、畑1筆、面積302㎡、使用貸借、貸付人 〇〇、  
借受人 〇〇、転用目的は、一般個人住宅を建築するための永久転用であります。  
場所は、参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から約510m向かった場所になります。  
詳細な位置などは参考資料の23～25ページをご覧ください。  
本案は、計画面積も妥当であり、申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分され、住宅等で集落接続して設置されることから、例外規定に該当すると判断されますので、農地転用許可基準を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を、新田推進委員にお願いします。

新田推進委員　　新田です。  
番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料の 25 ページの写真のとおり状況でした。  
農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は転圧整地をするため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。  
なお、事前着工はありませんでした。  
以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。  
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、これで質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第 2 号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第 3 号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、分割して審議いたします。  
初めに、所有権移転 番号 1～3 及び 5、利用権設定 番号 1～4 及び 8～31 について、事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第 3 号について説明いたします。  
なお、本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを先に申し添えます。  
総会資料の 16 ページをご覧ください。  
始めに売買による所有権移転について説明いたします。  
番号 1、〇〇、田 14 筆、面積計 17,922 m<sup>2</sup>、  
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額 1,800,000 円。  
番号 2、〇〇、田 7 筆、面積計 20,155 m<sup>2</sup>、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額 〇〇。  
番号 3、〇〇、田 2 筆、面積計 4,395 m<sup>2</sup>、  
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額 〇〇。  
番号 5、〇〇、田 3 筆、面積計 6,938 m<sup>2</sup>、

譲渡人 ○○、譲受人○○、総額○○

総会資料の19ページをご覧ください。

次に利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1、○○、田1筆、面積13,134 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間5年。

番号2、○○、田2筆、面積計5,178 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○ 借受人 ○○、期間10年。

番号3、○○、田2筆、面積計2,146 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間10年。

番号4、○○、田3筆、面積計2,315 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

総会資料の22ページをご覧ください。

番号8、○○、田1筆、面積2,537 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間10年。

番号9、○○、田2筆、面積計2,362 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号10、○○、田1筆、面積2,831 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間5年。

番号11、○○、田2筆、面積計2,798 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間9年5ヶ月。

番号12、○○、田5筆、面積計8,304 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号13、○○、田3筆、面積計5,413 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間10年。

番号14、○○、田2筆、面積計2,881 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間10年。

番号15、○○、田1筆、面積2,347 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間10年。

番号16、○○、田1筆、面積27,073 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間10年。

番号17、○○、田6筆、面積計8,004 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号18、○○、田5筆、面積計6,712 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間10年。

番号19、○○、田9筆、面積計17,418 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号20、○○、田7筆、面積計7,731.16 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間10年。

番号21、○○、田2筆、面積計2,778 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間10年。

番号22、○○、田7筆、面積計5,636.88 m<sup>2</sup>、再設定、

貸付人 ○○、借受人○○、期間 10 年。

番号 23、○○、田 3 筆、面積計 6,567 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間 10 年。

番号 24、○○、田 1 筆、面積 1,696 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間 10 年。

番号 25 ○○、田 11 筆、面積計 14,354 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 10 年。

番号 26、○○、田 2 筆、面積計 6,086 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間 10 年。

番号 27、○○、田 3 筆、面積計 7,540 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間 10 年。

番号 28、○○、田 2 筆、面積計 3,062 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間 10 年。

番号 29、○○、田 5 筆、面積計 7,184 m<sup>2</sup>、再設定、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間 10 年。

番号 30、○○、畑 1 筆、面積 16,779 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人 ○○、期間 5 年。

番号 31、○○、田 2 筆、面積計 3,740 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 ○○、借受人○○、期間 9 年 11 ヶ月。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 『全員挙手』

議 長 全員挙手ですので、議案第 3 号の所有権移転 番号 1～3 及び 5、利用権設定  
番号 1～4 及び 8～31 は、原案のとおり決定いたしました。

次に、所有権移転 番号 4 を審議いたします。

本案は、5 番 砂壁委員 が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終  
結するまで退席願います。

(砂壁 委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

上和野主任

総会資料 18 ページをご覧ください。  
番号 4、〇〇、田 1 筆、面積 676 m<sup>2</sup>、譲渡人〇〇、  
譲受人 〇〇、総額〇〇。  
以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第 3 号の所有権移転 番号 4 は、原案のとおり決定  
いたしました。

( 砂壁 委員 着席)

次に、利用権設定 番号 5 から 7 を審議いたします。

本案は、3 番 晴山委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結  
するまで退席願います。

( 晴山 委員 退席)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

上和野主任

総会資料 20 ページをご覧ください。  
番号 5、〇〇、田 8 筆、面積計 12,823 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人 〇〇、借受人、〇〇、期間 5 年。  
番号 6、〇〇、田 1 筆、面積 1,781 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人〇〇、借受人〇〇、期間 5 年。  
番号 7、〇〇、田 6 筆、面積計 8,594 m<sup>2</sup>、新規、  
貸付人〇〇、借受人〇〇、期間 5 年。  
以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第3号の利用権設定 番号5～7 は、原案のとおり決定いたしました。

( 晴山 委員 着席)

議 長 次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第4号について説明いたします。  
総会資料34ページをご覧ください。

本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積促進計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものです。

番号1 田7筆、面積計6,050㎡、借受人〇〇

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。  
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第5号について説明いたします。  
総会資料の35ページをご覧ください。

番号1 ○○、畑1筆、面積75㎡、所有者○○。

非農地の事由は、昭和41年頃に砂利を敷き、住宅敷地と道路を繋ぐ接道として使用し始め、現在に至ったためです。

場所は、参考資料の1ページにあります『適用外：○○』となっているところで詳細な位置などは27～29ページをご覧ください。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料36ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

暫くお待ちください。

申し訳ございません。ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、質疑の前に現地確認報告を南野推進委員にお願いいたします。

南野 推進委員

南野です。

番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の29ページのとおり砂利敷きの進入路となっております。

現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時45分

以上が令和7年2月20日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 7 年 2 月 20 日 開催

議 長 会 長

---

議事録署名人 2 番

---

3 番

---